

中期財政試算

令和4年度当初予算案を基礎として、令和8年度までの中期的な県財政の状況について試算しました。

(単位:億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	試算の考え方
県 税	2,402	2,445	2,472	2,508	2,542	2,565	主要税目、地方交付税等について、税制改正の影響を反映させるとともに、「中長期の経済財政に関する試算(R4.1内閣府)」の名目成長率等を参考に推計
地方交付税等	3,726	3,471	3,464	3,457	3,446	3,440	
県 債	1,329	805	1,066	1,098	1,138	868	
臨時財政対策債等	429	156	156	156	156	156	
通常債	900	649	910	942	982	712	投資的経費に連動
その他 (新型コロナ対応経費除き)	4,955	4,005 (1,828)	3,520 (2,011)	3,279 (2,041)	3,028 (2,036)	2,560 (1,813)	新型コロナウイルス感染症対応、国5か年加速化対策活用分等を勘案して推計
歳入合計 A (新型コロナ対応経費除き)	12,412	10,726 (8,549)	10,522 (9,013)	10,342 (9,104)	10,154 (9,162)	9,433 (8,686)	
義務費	4,043	3,835	3,796	3,808	3,809	3,790	
人件費	2,484	2,464	2,416	2,379	2,333	2,305	給与・退職手当等の所要額を推計
扶助費	172	162	161	162	163	163	実績等を勘案して推計
公債費	1,387	1,209	1,219	1,267	1,313	1,322	過去の借入分は償還計画により算定、今後の借入分は発行見込額により推計
投資的経費	2,246	1,535	1,989	2,047	2,088	1,590	
補助・直轄	1,542	1,089	1,528	1,577	1,568	1,080	国5か年加速化対策活用分等を勘案して推計
単独	432	338	398	407	457	447	県有施設の改修等を勘案して推計
災害復旧	272	108	63	63	63	63	台風災害対応の進捗等を勘案して推計
社会保障関係費	1,046	1,073	1,103	1,128	1,152	1,179	実績の推移等を参考に試算
県税交付金等	1,104	1,058	1,072	1,092	1,108	1,120	税収に連動
その他行政費 (新型コロナ対応経費除き)	3,997	3,348 (1,163)	2,683 (1,175)	2,404 (1,167)	2,159 (1,168)	1,917 (1,171)	新型コロナウイルス感染症対応等を勘案して推計
歳出合計 B (新型コロナ対応経費除き)	12,436	10,849 (8,657)	10,643 (9,134)	10,479 (9,241)	10,316 (9,324)	9,596 (8,849)	
差引 C=A-B	▲ 24	▲ 123	▲ 121	▲ 137	▲ 162	▲ 163	
当該年度における 効率的な予算執行 D		40	40	40	40	40	業務改善や実施方法の見直しによる経費節減、契約差金等の不用額の不執行の徹底など
財源不足額 C+D	▲ 24	▲ 83	▲ 81	▲ 97	▲ 122	▲ 123	
基金残高	536	453	372	275	153	30	

《R5年度以降の試算の考え方》

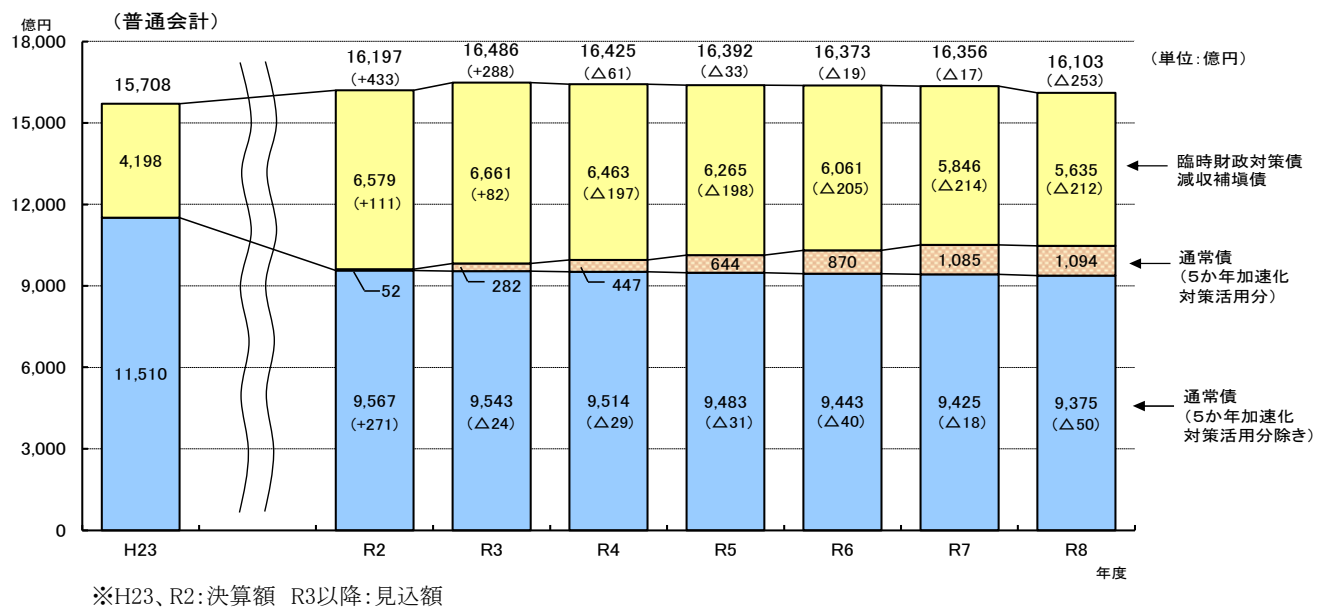
- ・ 県税・地方交付税等は、税制改正の影響を反映させるとともに、経済成長率等を参考に推計
- ・ 人件費、公債費は所要額を計上、社会保障関係費は実績の推移を参考に推計
- ・ 国の5か年加速化対策の活用や新型コロナウイルス感染症対応等の特殊要因を勘案して推計

《県債残高の見通し》

建設事業の財源である通常債は、国の5か年加速化対策を積極的に活用し、防災・減災対策を集中的に推進することから増加するものの、5か年加速化対策活用分を除いた通常債の県債残高は、減少していく見通しです。

また、臨時財政対策債は、国の地方財政対策により、令和3年度は多額の発行を余儀なくされるものの、令和4年度は抑制される見込みのため、県債残高全体は減少する見通しです。

なお、10年前の平成23年度と比べると、県債残高全体は、臨時財政対策債の増加により高い水準にあります。通常債は低い水準にあります。

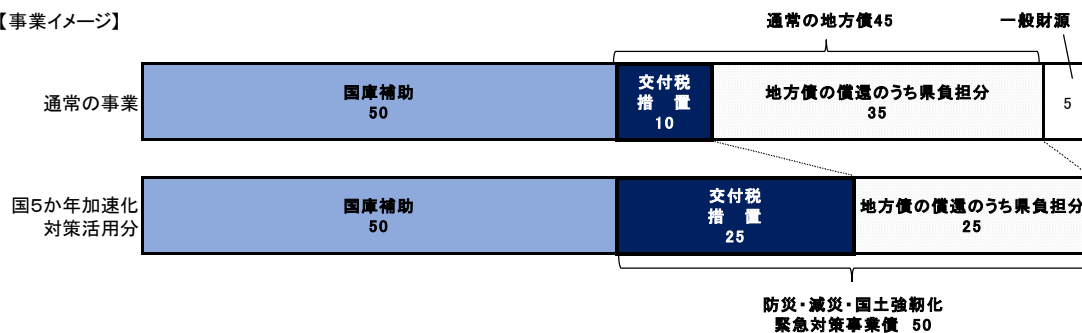


《健全化判断比率の見通し》

後年度に交付税措置のある県債を最大限活用することから、実質公債費比率及び将来負担比率は健全な水準を維持する見通しです。

区分	R1決算	R2決算	R3見込み	R4見込み	財政健全化法に基づく基準
実質公債費比率	10.0	9.8	10.0	10.1	財政再生基準 35% 早期健全化基準 25%
将来負担比率	170.6	173.1	175程度	180程度	早期健全化基準 400%

【事業イメージ】



- ・メリット① 交付税措置が多くなるため、最終的な県負担が少ない
- ・メリット② 充当割合が高いため、当該年度の所要一般財源負担が少ない